

倉情・個審第154号

平成22年8月31日

倉敷市長様

倉敷市情報公開・個人情報保護審査会

会長 土屋 宏

平成22年3月29日付け人推第184号で諮問のあった次の事案について、別紙のとおり答申します。

記

「平成22年1月21日付け人推第161号で行った部分開示の決定」に対する異議申立てについての事案

第1 審査会の結論

平成17年度及び18年度委託事業の事業報告書については、事業の概要部分は開示すべきである。また、収支決算書についても、町村名、学区名、神社の個別名称、古墳の個別名称及び借入金・補助金の相手方を除いて開示すべきである。

第2 異議申立てに係る経緯

- 1 異議申立人は、平成22年1月7日、倉敷市情報公開条例（以下「公開条例」という。）第6条の規定に基づき、倉敷市長（以下「実施機関」という。）に対して「NPO法人ヒューマンネット21に対して委託指導費として支払ったことが分かる文書と平成16年度、17年度、18年度、19年度の収支決算書及び事業報告書」について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に係る行政文書として、平成16年度及び19年度のものとは不存であったため、「平成17年度及び平成18年度委託事業に係る支出命令書、収支決算書、事業報告書」（以下「本件行政文書」という。）を特定したが、収支決算書及び事業報告書については、情報公開条例第7条第7号ウを適用し、公にすることにより調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に障害するおそれがあるとして部分開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、平成22年1月21日付け人推第161号により異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、本件処分を不服として、平成22年2月24日、実施機関に対し行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づく異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- 4 実施機関は、情報公開条例第17条の規定に基づき、平成22年3月29日付け人推第184号「諮問書」により倉敷市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して本件異議申立てについて諮問した。

第3 異議申立人の主張要旨

異議申立書、意見書の記載内容及び意見陳述の結果をまとめると、異議申立人の主張は概ね次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

収支決算書及び事業報告書の不開示決定を取り消し、開示を求める。

2 異議申立ての理由

(1) 市民の血税をもって支出する補助金ならびに委託料はその事業内容・会計支出ともに明朗でなければならない。このたびの不開示決定は、市民が等しく有している「知る権利」を剥奪するもので、情報公開条例にも抵触する。

(2) 申立人はNPO法人ヒューマンネット21の監査役(平成16年度から平成19年度まで)を同法人より要請され引き受けた。しかし同法人は申立人による再三の総会開催要請(会計監査を含む)にもかかわらず、定款に毎年行うことが定められている定期総会を開催しなかった。申立人は、同法人の監査委員として社会的責務を負う立場でもあるため、平成17年度と平成18年度の事業報告書及び収支決算書の開示を求めるものである。

第4 実施機関の主張要旨

不開示理由説明書の記載内容及び口頭説明の結果をまとめると、実施機関の主張は概ね次のとおりである。

本件行政文書である事業報告書を開示すると、倉敷市内における部落の成り立ちを研究している過程にある仮説が公になることにより、今後の研究活動における自由な発想、創意工夫、研究意欲等を妨げ、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある。

また、収支決算書についても事業報告書と一体のもので、密接不可分である。よって情報公開条例第7条第7号ウに規定する「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるもの」に該当するものと判断し不開示決定を行ったものである。

第5 審査会の認定事実

- 1 本件行政文書は、平成17年度及び平成18年度に実施された部落史研究事業及び人権啓発パネル制作事業の委託契約にかかる、委託料の支出命令書及び受託者であるNPO法人ヒューマンネット21から提出された各事業の事業実施報告書・収支決算書である。
- 2 支出命令書は開示されている。
- 3 事業実施報告書には「研究主題」及び「研究内容・方法等の概要」に加え、事業の成果に関しても詳細に記載されている。また、収支決算書は事業実施報告書の一部となっており、具体的な地名や個人名が記載されている。
- 4 異議申立人は事業実施報告書及び収支決算書のすべてを開示することを求めている。

第6 審査会の判断

本件行政文書は委託料の支払いにかかり、その委託事業の目的に沿って適正に業務が執行され、成果があったことを証するために必要な書類として提出されたものであり、委託料の財源が公金であることからその限りにおいて透明性が求められるのは当然である。

一方で、本件行政文書は同和問題や人権問題についての啓発・調査・研究等の事業内容に関するもので、仮説を含めた研究の詳細な内容、研究者名、研究対象地域等実施機関の主張どおり開示すべきでない部分、一定の配慮を要する部分があることは認められる。

こうした観点から本件行政文書を見ていくと、実施した事業の内容の詳細な部分までは開示できないとしても、事業の概要及び事業の収支決算については開示すべきである。事業実施報告書の事業報告書部分と収支決算書部分の分離は可能であり、事業報告書についても実施した事業の概要部分と事業内容の詳細及び成果の報告部分との分離は可能である。

事業の概要部分と収支決算書を開示したとしても、調査研究に支障や阻害のおそれがあるとは認められない。

第7 結論

以上の理由により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第8 審査会の処理経過等

審査会の処理経過及び審査会委員は、次のとおりである。

1 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成22年 3月29日	諮問書及び不開示理由説明書の收受
平成22年 4月13日	異議申立人からの意見書收受
平成22年 5月14日	第1回目審議 (実施機関からの事情聴取)
平成22年 6月25日	第2回目審議 (異議申立人からの意見陳述)
平成22年 7月30日	第3回目審議
平成22年 8月31日	答申

2 倉敷市情報公開・個人情報保護審査会委員

氏 名	職 名
会 長 土 屋 宏	弁 護 士
副会長 伊 藤 治 彦	岡山商科大学法学部教授
吾 妻 聡	岡山大学大学院社会文化科学研究科 准教授
南 川 和 宣	岡山大学大学院法務研究科准教授